

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法V】

頁数	場所	誤	正
72	111-13 右記のと おり変更	<u>15歳未満の者が養子縁組をする</u> には、 <u>法定代理人がこれに代わって縁組の承諾をする</u> ことができる（797①）。 そこで、15歳未満の子について <u>真実の親子関係がない戸籍上の親</u> がした代諾による養子縁組は <u>無効</u> であるが、その子が <u>15歳に達した後</u> は、その縁組を <u>追認</u> することができる。	